

7 陳 情 第 19 号	事業系ごみの届出制度および罰則規定に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和7年8月26日受理、令和7年9月25日付託
陳 情 者	東京都新宿区————— ————— 代表取締役 —————

(要 旨)

- 1 事業系廃棄物収集届出制度を導入してください。
- 2 事業系ごみの排出ルール違反者への罰則規定を導入してください。

(理 由)

- 1 現状では、事業者が区の収集対象であるか否かについて、区側が正確に把握・管理できていません。中野区で既に導入されている事例のように、事業者に対し、ごみ収集契約の内容（区による収集か、民間業者による収集か）を区に届け出させる仕組みを導入することで、責任の所在を明確にし、不適切な排出の抑止につなげることができます。また、あわせて連絡先の届け出も義務付けることで、不正排出が発生した際の迅速な対応や指導が可能となるため。
- 2 中野区では「有料ごみ処理券を添付せずに排出した場合、改善命令に従わないとその旨を公表し、さらに添付命令にも従わない場合には、5万円以下の過料を科す場合がある」としています。また、横浜市では「繰り返し指導などを行っても分別しない市民・事業者に対して罰則（過料2,000円）を科す」としています。これらと同様に、過料などの罰則規定を設けることで、ルール違反者への抑止力を高め、適正なごみ排出ルールの定着を促すため。